

令和2年12月14日

陳情第50号

学校で貸与される学習用端末の取り扱いに関する陳情

## 学校で貸与される学習用端末の取り扱いに関する陳情

### 【陳情趣旨】

令和3年度から小田原市立小中学校児童・生徒に貸与される予定の学習用端末の取り扱いについて、原則として校内管理としながら、状況と事業によっては、校外持ち出しを認めるとのことです。

現状では校外であるか否かを問わず、学習用端末の使用については、学習用端末ごとに使用者(児童・生徒)を定めることはせず、いわば使い回し状況での使用を想定しているとのこと。

陳情者としましては、以下の観点から学習用端末ごとに使用者を定め管理されるべきであると思料いたしております。

- 1 感染症対策であると否とを問わず、複数の使用者が端末を使用することによる衛生問題。
- 2 校外使用されることによる使用履歴に係る個人情報の保護。
- 3 貸与機器の維持管理を児童・生徒に認識させ、物を大切にすることの学習効果。学年が上がる際に端末も使用者についていくことになります。
- 4 個人使用の結果として、学習用端末は一定期間経過後に無償で児童・生徒に贈与されること。
- 5 よって、個人使用を前提とすれば、新年度ごとに学習用端末の購入が必要となりますが、家庭への情報端末の普及を図ることができます。

以上は、例示にすぎません。

### 【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長及び小田原市教育委員会に対して、令和3年度から導入される学習用端末の取り扱いについて、個人使用の原則で取り扱い方法を検討することを求めること。

令和2年12月14日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞